

地区委員長 様  
地区コミッショナー 様  
地区指導者養成委員長 様  
地区事務長 様

(一社) ボーイスカウト神奈川連盟  
理事長 濱田 雅弘  
県コミッショナー 中 鶴 英 昭  
指導者養成委員長 木 村 寿 宏  
TTディレクター 工 藤 達 也

### 第30回指導要員養成研修会の開催について

#### 三指

スカウト活動の活性化には、指導者の能力向上と意識改革が極めて重要といえます。その推進には、指導者自身の自己研鑽とこれを支援する指導要員の任務遂行が肝要であると神奈川連盟では考えています。そこで、「質の高い指導要員の育成」を県連の重要事業と位置づけ、その推進事業の一環として、定例的に指導要員養成研修会を開設しています。

今年度の研修会を次のように開催いたします。つきましては、貴地区より適任者をご推薦いただきたく、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、当研修会への推薦条件詳細は別添資料「指導要員養成研修会参加者推薦条件」をご確認下さい。

弥栄

日 時 令和6年9月28日(土) 10:00開会 ~ 29日(日) 16:00閉会  
\* 09:45から受付を開始します。  
\* 1泊2日の舎営形式で開設します。

場 所 スカウト会館  
横浜市旭区中尾2-11-14 TEL 045-365-3421

主任講師 工藤 達也 県連トレーニングチームディレクター

講 師 県連ディレクターチーム

開設担当 神奈川連盟 指導者養成委員会

参加費 3,000円 (食費及び教材費等)

推薦条件 別添〈指導要員養成研修会参加者推薦条件〉記載事項に該当すること

申込方法 別添参加申込書に必要事項を記入し、事前課題履修書を添付の上、貴地区事務局にて取りまとめ、9月7日(土)までに県連事務局へ提出願います。

参加案内 参加確定後、該当者に直接、携行品や必要資料等の案内を送付します。

※ 本件に関するお問い合わせ

日本ボーイスカウト神奈川連盟事務局

TEL 045-365-3421 FAX 045-391-3422

e-mail: office@scout-kanagawa.sakura.ne.jp

## 〈指導要員養成研修会参加者推薦条件〉

県連指導要員の任務は、指導者訓練への参加者が、より多くの青少年に、より良いスカウティングのプログラムを提供できるよう、指導者としての役割と責務を認識し、知識及び技能の修得を促すこととあります。

この任務を遂行するため、指導要員には、豊富な熱意ある指導者としての経験、並びに、高い指導力、成人としての品性、生業を有した社会人としての責任感、卓越したスカウトスキル及び豊かな人間関係が求められます。

ついては、県連指導要員研修会への参加者の推薦に際し、これらのこと及び下記の県連規定について、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、対象となる方には、事前に上記の任務、求められる要件、下記の県連規定等を十分にご説明頂きますようお願い申し上げます。

### 一般社団法人日本ボーイスカウト神奈川連盟トレーニングチームに関する規定

(令和3年11月10日理事会承認)

#### (指導要員)

第5条 指導要員候補者の推薦は、地区委員長、地区コミッショナー、地区指導者養成委員長との合議のうえ、所定の様式をもって県連盟に対して行う。県連盟は、訓練機関代表者会議により選考し、県コミッショナーが委嘱する。委嘱にあたり担当する業務の範囲を限定することができる。

- ① 指導要員の任期は4月1日より2年間とする。
  - ② 指導要員は、県連主催のトレーニングチーム研究集会に参加しなければならない。
  - ③ 指導要員は、その任にあるときは指導要員章（ネームプレート）を左胸上部に着用しなければならない。
  - ④ 日本連盟リーダートレーナー及び副リーダートレーナーに委嘱された者は、日本連盟教育規程施行細則8-17-1にもとづき、必ず県連トレーニングチームの構成員となる。
- 2 指導要員はトレーニングチームの一員として、次の業務を分担する。
- ① 本連盟が開設するWB研修所・課程別研修所の所員および開設業務担当者。
  - ② ボーイスカウト講習会の講師及び本連盟が開設する定型外訓練の所員・開設業務担当者、地区で開催する全ての指導者訓練の所員等とする。
  - ③ 日本連盟教育規程8-3-10に定める「隊指導者上級訓練課程修了者」は「指導要員」と読み替える。
  - ④ その他、県連ディレクターより担当を指示された業務。

#### (指導要員の選任)

第7条 指導要員は次のI又はIIの基準に当該する者のうちから、選出する。

##### ① [第I基準]

- ア 本規定第5条に規定する任務を分担する奉仕能力と、奉仕する熱意を有する者。
- イ 年 令 満26歳以上63歳以下
- ウ 指導者経歴 3年以上の隊長としての奉仕経験、又は同等以上の副長経験（副長2年の経験を隊長1年の経験と見做す）を有するもの。
- エ 研修経歴 上級訓練課程（WB実修所）を修了した後、本県連盟が開設する指導要員養研修会を修了した者。
- オ 当該年度の県連主催のトレーニングチーム研究集会に参加できる者。

##### ② [第II基準]

(省略)

※ 改定された規定において、指導要員養成研修会への推薦対象は、[第1基準]（"指導要員養成研修会の修了、を除く）に当該する方が対象となっています。推薦者選任にあたっては、ご留意下さい。